

予 防 規 程

(顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所用)

(会 社 名)

(店 舗 名)

_____ 給 油 所

(設置場所)

() 給油取扱所 予防規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、消防法第14条の2に基づき、() 給油取扱所（以下「当所」という。）における危険物の取り扱い作業その他防火管理に必要な事項について定め、もって火災、危険物の流出、震災等の災害の発生を防止することを目的とする。

(適応範囲)

第2条 この規程は、当所全域及び当所に入出入りするすべての者に適用する。

(遵守義務)

第3条 当所の従業員は、この規程を遵守しなければならない。

(告知義務)

第4条 当所の従業員は、当所に入出入りする者に対して、必要に応じてこの規程の内容を告知し、遵守させなければならない。

(規程の改正)

第5条 当所の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、この規程を改正しようとするときは、危険物保安監督者及び危険物取扱者等の意見を尊重し、火災予防上支障のないようにしなければならない。

2 所有者等は、この規程を改正したときは、岐阜市長に変更の申請をして認可を受けなければならない。ただし個人名の変更にあってはこの限りではない。

第2章 保安の役割分担

(組織)

第6条 当所における安全管理を円滑、かつ効果的に行うため、別表1のとおり保安の役割分担を定めるものとする。

2 所有者等は、危険物保安監督者が旅行、疾病その他の事故等によってその職務を行うことができない場合に、その職務を代行する者を危険物取扱者（甲種又は乙種危険物取扱者に限る）の中から、あらかじめ指定しておかななければならない。

(所長の責務)

第7条 所長は、危険物保安監督者以下を指揮し、保安上必要な業務を適切に行うとともに、施設が適正に維持管理されるように努めなければならない。

(危険物保安監督者の責務)

第8条 危険物保安監督者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところにより危険物の保安の維持確保に努めなければならない。

(危険物取扱者の責務)

第9条 危険物取扱者は、消防法令を遵守するとともに、この規程の定めるところにより危険物の貯蔵及び取り扱い作業の安全の維持確保に努めなければならない。

(従業員の遵守事項)

第10条 従業員は、消防法令及びこの規程を遵守するとともに、危険物保安監督者及び危険物取扱者の指示に従い、適切な危険物の取り扱い作業及び危険物施設の維持確保に努めなければならない。

(監視者の職務)

第10条の2 監視者は、第11条の2の定めるところにより、顧客自らの給油作業又は容器への詰め替え作業(以下「顧客の給油作業等」という。)を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示等(以下「監視等」という。)を行わなければならない。

2 同時に複数の従業員により前項の監視等を行う場合には、そのうち1名を甲種及び乙種危険物取扱者とし、他の者は危険物取扱者の指揮下で監視等を行わなければならない。

3 監視等を行う危険物取扱者等の氏名等は見やすい箇所に掲示しなければならない。

第3章 危険物の貯蔵及び取扱の基準等

(貯蔵及び取扱基準)

第11条 危険物を貯蔵、又は取り扱う場合は、消防法令の定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 危険物取扱者以外の者が危険物を取り扱う場合は、甲種又は乙種危険物取扱者が必ず立ち会うこと。
- ② 給油又は注油を行うときは、必ず顧客等が求める油種を確認するとともに、その場を離れないこと。
- ③ 移動タンク貯蔵所からの専用タンクに荷卸しするときは、当所の危険物取扱者が必ず立ち会い、危険物の種類、数量を確認し、危険物のもれ、あふれ又は飛散しないように監視すること。
- ④ 火気及び火花を発生させるおそれのある機械器具等はみだりに使用しないこと。
- ⑤ 危険物を給油し、又は積み降ろすときは、自動車等のエンジン停止を確認すること。
- ⑥ 灯油を容器に小分けするときは、当該容器が消防法令で定める基準に適合したものであること確認し、又注油済みの容器については、その場に放置しないこと。
- ⑦ 給油又は注油の業務、自動車等の転回、地下タンクへの危険物の荷卸し作業の支障となるような物件を置かないものとし、常に整理整頓に努めること。
- ⑧ 危険物取扱者が不在となる場合は、給油業務は行わないこと。

(顧客自らの給油作業等の取扱基準)

第11条の2 顧客に自ら自動車若しくは原動機付自転車に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる場合においては、消防法令及び別に定めるところによるほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 監視者は、顧客の給油作業等を適切に監視すること。
- ② 監視者は、顧客の給油作業等について必要な指示等を行うこと。
- ③ 監視者は、顧客の給油作業等が開始されるときには、火気がないことその他安全上支障がないことを確認した上で、顧客の給油作業等が行える状態にすること。
- ④ 監視者は、顧客の給油作業等が終了したとき並びに顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備（以下「顧客用固定給油設備等」という。）のホース機器が使用されていないときには、顧客の給油作業等が行えない状態にすること。
- ⑤ 非常時その他安全上支障があると認められる場合には、所内のすべての固定給油設備及び固定注油設備における危険物の取り扱いが行えない状態にすること。
- ⑥ 火災を覚知した場合には、必要な消火、避難誘導、通報等の措置を行うこと。

(顧客用固定給油設備等の給油量及び給油時間の上限の設定)

第11条の3 顧客用固定給油設備等の1回の給油量及び給油時間の上限を次のとおり設定しなければならない。

・ガソリン	()	リットル以下	()	分以下
・灯油	()	リットル以下	()	分以下
・軽油	()	リットル以下	()	分以下
・軽油専用固定給油設備 の高速ポンプ	()	リットル以下	()	分以下

(荷卸し中に固定給油設備等を使用する際の留意事項)

第11条の4 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策、危険物の取扱作業の立会及び監視その他の保安のための措置は次の事項に留意すること。

- ① 荷卸し中の固定給油設備等の使用に係る安全対策は次のとおりとする。
 - ・専用タンクに接続する固定給油設備の給油ノズル及び固定注油設備の注油ノズルは、満量停止装置を設ける。
 - ・専用タンク及び専用タンクに危険物を注入する移動タンク貯蔵所は、コンタミ防止装置を設ける。
- ② 危険物取扱者は、危険物の取扱作業の立会及び監視業務を同時に行うことが想定されることに留意すること。
 - ・専用タンクへの荷卸し作業の立会い。
 - ・給油又は灯油等の詰め替え等の危険物取扱い作業
 - ・危険物取扱者以外の従業員又は顧客（顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。）が行う危険物の取扱作業に対する立会い及び監視行為。

(給油等の業務以外の業務を行う際の留意事項)

第12条 給油及び注油以外の業務を行う場合は、給油作業等の支障とならないよう細心の注意を払うことのほか、特に次の事項に留意しなければならない。

- ① 給油及び注油、自動車の点検・整備若しくは洗車と関係ない者をもつばら対象とす

るような業務を行わせないこと。

② 休日等業務を行っていないときは、係員以外の者の出入りを禁止するためにロープ、チェーン等を展張すること。

③ 喫煙は、定められた場所（喫煙室等）で行い、終業時には吸い殻を消火したことを確認し、所定の場所に廃棄する。

（駐車）

第13条 当所内に自動車等を駐車させる場合は、給油のための一時的な停車を除き、消防法令で禁止されている場所以外のあらかじめ明示された駐車場所において行わせるものとする。

第4章 点検及び検査その他安全管理

（危険物施設の点検）

第14条 危険物施設の構造及び設備を適正に維持管理するために、消防法第10条第4項の技術上の基準に照らし、毎日、定期、臨時点検を実施しなければならない。

2 （ ）を点検責任者として定め、前項の点検を実施しなければならない。

3 点検責任者は、第1項の規定に基づく点検の結果、構造及び設備等に異常を発見した場合には、使用禁止等の表示をする等適切な処置を行うとともに、所長に報告しなければならない。

4 点検責任者は、第1項の規定に基づく点検を実施したときは、点検記録簿に結果を記録し、これを保存しなければならない。

（改修、補修）

第15条 危険物施設の改修、補修等を行うときは、その内容に応じて必要な手続きをしなければならない。

2 前項の工事を行う場合は、工事が安全かつ適正に行われるよう危険物保安監督者が立ち会い、工事関係者に対して必要な指示するなど、安全対策を講じなければならない。又これらの工事を行う場合の参考とするため、許可証等の書類及び図面等を整備し、保存しなければならない。

第5章 火災等災害時の措置

（自衛の消防組織）

第16条 所長を自衛消防隊長とし、全従業員を隊員とした自衛消防隊を編成して火災等災害時の即応体制を整えておくものとし、その編成及び任務分担は別表2のとおりとする。

(事故時の措置及び消火活動等)

第17条 事故時の措置及び消火活動等は次のとおりとする。

- ① 火災の発生又は危険物の流出等を覚知した者は、直ちに当所内の者に知らせること。
- ② 火災、危険物の流出等が発生した場合には、自衛消防隊長の指揮の下に、直ちに初期消火、顧客等の避難誘導、消防機関への通報、危険物の流出防止等の応急措置を講ずること。
- ③ 危険物が当所外に流出し、又は可燃性蒸気が拡散するおそれがあるときは、周辺地域の住民、通行人及び車両の運転手等に対して火気使用の禁止、その他必要な協力を求めるとともに、危険物の流出・拡大の防止、改修等の応急措置を講ずること。

(地震発生時の措置)

第18条 地震が発生したときは、直ちに危険物の取り扱い作業及び火気設備・器具の使用を中止しなければならない。なお、施設の使用再開にあたっては、十分に点検を行い、安全を確認すること。

2 大規模地震対策特別措置法に規定する地震警戒宣言発令時には、別表3に定める任務分担により活動すること。

第6章 教育及び訓練

(保安教育)

第19条 所長は従業員に対し、別表4により保安教育を実施するものとする。

(訓練)

第20条 訓練は、総合訓練、部分訓練とし、総合訓練は年1回以上、部分訓練は年2回以上とし次により行うこと。

- ① 総合訓練は、部分訓練を有機的に連携させて行うほか、危険物取扱作業の緊急停止及び危険物の拡散防止、防災活動訓練等について総合的に行うこと。
- ② 部分訓練は、消火訓練及び地震に係る訓練等について行うこと。

附則 この規程は、 年 月 日から施行する。

別表 1

保安体制組織図

所 長	危険物保安監督者	危険物取扱者	従業員
	職務代行者 ()		

- ・ 氏名を記入すること。
- ・ 監視者については氏名に＊印を付す。（セルフ）
- ・ 危険物取扱者の内、監視者については営業時間中 1 名以上常駐する。（セルフ）
- ・ 危険物保安監督者の職務代行者は氏名を（ ）内に記入する。

別表 2

自衛消防隊組織図



別表 3

大規模地震警戒宣言発令時の任務分担

給油業務等	・給油業務は原則として停止する。（やむを得ず業務を行う場合は、地震発生時直ちに必要な措置がとれるようにして行うものとする） ・当所内に駐車中の車両のサイドブレーキを確認する。 ・陳列棚、付随設備等の移動及び転倒防止措置を行う。 ・看板等の固定部分の安全確認を行う。 ・地震情報に基づき、給油業務を中止する旨の掲示を行う。
専用タンクへの危険物の荷卸し	・移動タンク貯蔵所から専用タンクへの危険物の荷卸し作業は原則として停止する。 ・元売り先へ危険物の荷卸し業務を停止する旨の連絡を行う。 ・注油口、検尺口等の蓋の閉鎖を確認する。
計量器等の点検	・計量器の固定の確認を行う。 ・懸垂式計量器のホース及びノズルの固定状況の確認を行う。 ・消火器、防災資機材等を点検し、必要箇所への配置を行う。 ・定期点検箇所の再確認を行う。
火気使用設備等の点検	・原則として火気の使用を停止する。 ・ガスの元栓の閉鎖、可燃物の整理状況について確認する。

建築物等の点検	・必要に応じてガラス等をテープ等により補強する。 ・出入口、階段等に障害物がないか確認する。
活動体制の確立	・従業員個々の任務分担の再確認をする。 ・休日、夜間等は従業員を召集し緊急時に対応可能な体制を早期に確立する。
防災資機材等の保管 () 内に個数記入	・ロープ () ・懐中電灯 () ・油吸着材 () ・携帯ラジオ () ・ヘルメット () ・乾燥砂 () その他必要なもの

別表 4

保安教育要領

対象者	実施時期	内 容
全従業員	回／年	① 予防規程の周知徹底 ② 火災予防上の遵守事項 ③ 安全作業等に関する基本的事項
新入社員	入 社 時	④ 各自の任務、責任等の周知徹底 ⑤ 地震対策に関する事項 ⑥ その他
監 視 者	監視等の業務に従事する前	上記①～⑥ ⑦ 危険物の性質に関する知識 ⑧ 火災予防・消火の方法等に関する知識 ⑨ 当所の設備の構造・操作に関する事項